

# 佐渡市南部地区路線バス運行業務委託業者選定実施要綱

## 1 趣旨

この要綱は、市内の収支率が極めて低い路線の新たな運行サービスについて検討するため、利便性、効率性及び安全性が高い運行業務に資する運行業務委託業者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

## 2 選定方式

選定方式は、本業務に対する提案を求め、価格面、技術面及び安全面を総合的に比較検討し、最適な業者を選定する公募型提案競技方式とする。

## 3 業務概要

佐渡市南部地区における通勤、通学、通院、買い物などの生活交通を確保するための業務であり、路線バス施設の管理、路線ダイヤの管理、バス車両の管理、運賃収入及び運行に係る経理、その他バス運行に必要な作業等の一切を実施する。委託業務の内容は、仕様書に記載のとおりとする。

## 4 委託期間

契約日から平成22年3月31日まで

## 5 提案者の資格要件

本提案競技の提案者は、下記の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 定時定路線及び有償による運行となるため、道路運送法の規定に係る一般乗合旅客自動車運送事業の認可基準に準ずる設備や体制が整っていること。
- (3) 運行開始日時点において、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること、もしくは有することが確実なこと。
- (4) 本市に本店、支店または営業所があり、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各課関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能であること。もしくは本市に本店、支店または営業所を有することが確実であり、運行開始日時点において、同様の対応が可能であること。
- (5) 本市が策定した提案書作成要綱の内容を十分に理解し、その内容に則した提案が可能な企業であること。

## 6 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

「参加表明書（別記様式1）」の様式による。

### (2) 提出期限

平成21年7月15日（水）午後5時まで（必着）

### (3) 提出場所

〒952-1292

佐渡市千種232番地 佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局

佐渡市役所 企画財政部交通政策課生活路線係

### (4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール及びFAXでの提出は認めない。なお、本市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに提出すること。

## 7 質問及び回答

(1) 本競技に関する質問ができる者は、「6 参加表明書の提出」を行った者とする。

### (2) 質問書の提出

ア 質問の提出書類

任意の書式とする。

イ 提出期限

平成21年7月15日（水）午後5時まで

ウ 提出場所

前記6（3）に同じ

エ 提出方法

持参、郵送または電子メールで提出すること。

送付先メールアドレス bus-teian@city.sado.niigata.jp

### (3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、平成21年7月17日（金）を目処に参加表明書を提出した者全員に、参加表明書（別記様式1）に記載されたメールアドレスへ電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要綱や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

## 8 提案書の提出

### (1) 提出書類

「業者選定提案書作成要綱」に規定する書類

### (2) 提出期限

平成21年7月24日（金）午後5時まで（必着）

### (3) 提出場所

前記6（3）に同じ。

(4) 提出部数

①原本 1部 ②写し 14部 ③電子データ 1部 (媒体はCD-Rとする。)

(5) 提出方法

提出する提案は1案とし郵送又は持参により提出すること。電子メールでの提出は認めない。なお、本市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに提出すること。

9 業務委託者の選定

(1) 選定委員会

提案者の選定は、「平成21年度佐渡市南部地区路線バス運行業務委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。

(2) ヒアリング及びプロポーザル

ア 日時 平成21年8月3日(予定)の指定する時間

イ 場所 指定する場所

ウ 説明人数 1社 3人以内

エ 説明時間 1社 40分以内

オ 質問時間 1社 20分以内

カ その他 ヒアリングに必要な資料は全て提案者が用意すること。説明は、提案書に従って行うこととし、パソコン等の使用は不可とする。

(3) 審査

ア 選定委員会において、提案書について、評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点結果の合計数が最も大きい企業を第1位とし、随意契約に向けて交渉を行う。なお、合計数が同数となった場合には、選定委員の協議により順位を決定することとする。

イ 評価基準は以下のとおりとする。

種別	No.	項目	配点
事業者の経験及び能力	1	提案企業の概要(様式2)	5
	2	乗合旅客運送実績(様式3)	10
	3	主な公共業務受託実績(様式3)	10
運行体制等	4	施設概要(様式4)	10
	5	準備業務(様式5)	10
	6	安全運行管理体制(様式6)	35
企業提案	7	運行内容(様式7)	35
運行経費等	8	収入支出見積書(任意)	35
合計			150

(4) 審査結果の通知

審査結果については、速やかに通知する。交渉権第2位と第3位となった者については、順位を通知内容に加える。ただし、一定のレベルの提案がない場合等には、第2位以降の順位をつけない場合がある。

1.0 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記「5 提案者の資格要件」を満たさない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者
- (3) 選定委員会によるヒアリングに遅れた者
- (4) 「参加表明書を提出した日」から「選定委員会において選定が終了するまで」の間に選定委員または事務局に不正な接触を行った者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者または提案書作成要綱に違反する表現をした者

1.1 契約

(1) 契約方法

ア 選定委員会で選定された最優秀提案者に対し、佐渡市南部地区路線バス運行業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。

イ 本市は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行う。

ウ 第1位交渉権を与えられた者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合または第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

エ 契約手続は、佐渡市財務規則の定めるところによる。

オ 本市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書 及び契約保証金

佐渡市財務規則の定めるところによる。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部または全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 損害賠償

本市は、受託者の本委託業務の結果に関して、受託者に対し、受託者の責に帰すべき事由により被った損害について、損害賠償請求をすることができる。

## 1 2 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。なお、提案書は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本市の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (4) 提案書の公開・非公開  
提出された提案書は佐渡市情報公開条例に基づく公開請求により公開する場合があるが、以下に挙げるものについては、企業秘密など、公開することで企業に不利益を与えるおそれのある部分もあることから、原則として公開しないものとする。
  - ア 提案書作成要綱別記様式4「施設概要」
  - イ 提案書作成要綱 「業務委託費の見積書」

## 1 3 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (3) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。